

第91回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

市光工業株式会社

「連結注記表」、「個別注記表」および「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.ichikoh.com/ir/stockholder/stock09.html>）に掲載することにより株主の皆さんに提供しております。

■連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 10社
- ・主要な連結子会社の名称 P I A A 株式会社
イチコウ・マレーシア・S D N. B H D.
P T. イチコウ・インドネシア
イチコウ・インダストリーズ・タイランドC O . ,
L T D .
市光（無錫）汽車零部件有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 2 社
- ・持分法適用関連会社の名称 ヴァレオ市光ホールディング
法雷奥市光（中国）車灯有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・主要な会社の名称 容城来福灯泡有限公司
- ・持分法を適用しない理由 容城来福灯泡有限公司に対する投資については、
当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分
に見合う額）等からみて、重要性に乏しいため、
持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

製品、原材料、仕掛品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

工具器具及び備品 2年～10年

②無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、および特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

③賞与引当金

当社および国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④役員賞与引当金

当社および国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えるために、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（13年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の処理方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象 … 変動金利借入金利息、外貨建予定取引

③ヘッジ会計の方針

金利スワップについては、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的で、為替予約については、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的でそれぞれ利用しております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累積を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、特例処理の要件を満たすと判断される場合、その判断をもって有効性の評価に代えております。

また、為替予約については、外貨建予定取引と同一通貨で同一時期の為替予約取引を締結しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されているので、その判定をもって、有効性の判定に代えております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、6年間の定額法により償却を行っております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

新型コロナウイルス感染拡大による当社の事業活動への影響については、現状、世界的に新型コロナウイルス感染が拡大し、国内の感染者数も増加する等、不確実な要素が多くあります。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大による事業活動への影響は一定期間続くものの、長期間にはおよばないとの仮定に基づき、当連結会計年度において繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っており、その結果見積りへの影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度末における会計上の見積りは最善の見積りを行ったものの、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、将来の財政状態および経営成績に影響をおぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 63,829百万円

2. 電子記録債権割引高

電子記録債権割引高 1,543百万円

3. 偶発債務

当社は、当社の自動車用ランプ製品について、独占禁止法上の違反行為に係る公正取引委員会の命令を受けて課徴金を納付したことおよび米国反トラスト法上の違反行為があったとの主張に基づき、カナダ国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）の提起を受けております。これら一連の事項に関連して、罰金、損害賠償金等の金銭的負担が生じる可能性がありますが、現時点では連結計算書類に与える影響額を合理的に見積ることは困難であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 96,292,401株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当の 総額 (百万円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 3月26日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	336	3.5	2019年 12月31日	2020年 3月27日
2020年 8月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	96	1.0	2020年 6月30日	2020年 9月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の 総額 (百万円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 3月25日 定時株主 総会 (予定)	普通株式	利益剰余金	240	2.5	2020年 12月31日	2021年 3月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、主としてヴァレオ社からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理および残高管理を行ない、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行なっております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施し、また外貨建の長期借入金の為替変動リスクに対して為替予約取引を実施して将来の支払金額の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の執行、管理は、社内規程に基づき、資金担当部門が決裁責任者の承認を得て行なっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	5,426	5,426	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,050	21,050	—
(3) 電子記録債権	1,838	1,838	—
(4) 短期貸付金	9,145	9,145	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	233	233	—
(6) 支払手形及び買掛金	(29,839)	(29,839)	—
(7) 設備関係支払手形	(178)	(178)	—
(8) 長期借入金	(8,974)	(9,012)	△37
(9) リース債務	(947)	(945)	2
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権、及び(4)短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7)設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金、ならびに(9)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理及び為替予約の振当処理を採用しているものについては、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

非上場株式（※ 1）	34
関係会社出資金（※ 2）	8, 150

(※ 1) 非上場株式については、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローなどを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

(※ 2) 関係会社出資金については、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローなどを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 453円15銭

1株当たり当期純利益 29円73銭

■個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
②その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
・時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

①製品、原材料、仕掛品	先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
②貯蔵品	移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年
工具器具及び備品	2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、および特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（13年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の処理方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

新型コロナウイルス感染拡大による当社の事業活動への影響については、「連結注記 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 43,489百万円

2. 電子記録債権割引高 1,543百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 12,640百万円

長期金銭債権 2,856百万円

短期金銭債務 4,461百万円

4. 債務保証

下記関係会社の債務に対して、債務保証を行なっております。

被保証者	対象債務残高 (百万円)	被保証債務の内容
イチコウ・インダストリーズ・タイランド CO., LTD.	303	リース債務の債務保証

5. 偶発債務

当社は、当社の自動車用ランプ製品について、独占禁止法上の違反行為に係る公正取引委員会の命令を受けて課徴金を納付したことおよび米国反トラスト法上の違反行為があったとの主張に基づき、カナダ国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）の提起を受けております。これら一連の事項に関連して、罰金、損害賠償金等の金銭的負担が生じる可能性がありますが、現時点では計算書類に与える影響額を合理的に見積ることは困難であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,019百万円
仕入高	13,368百万円
営業取引以外の取引高	420百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	165,198株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,054百万円
関係会社株式評価損	1,949百万円
未確定債務	1,221百万円
製品保証引当金	471百万円
賞与引当金	249百万円
棚卸資産	304百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	13百万円
固定資産（減損）	74百万円
資産除去債務	40百万円
減価償却損金算入限度超過額	30百万円
未払事業税	136百万円
その他	81百万円
繰延税金資産小計	6,626百万円
評価性引当額	△2,133百万円
繰延税金資産合計	4,493百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	0百万円
有形固定資産（資産除去債務）	0百万円
前払年金費用	418百万円
繰延税金負債合計	419百万円
繰延税金資産の純額	4,074百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ヴァレオ社	被所有間接 61.16%	資金の貸付	資金の貸付	7,300	短期貸付金	7,300
				受取利息(注)	7		

取引条件および取引条件の決定の方針等

(注) ヴァレオ社への資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

2. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	九州市光工業株	所有直接 100.0%	部品・製品の購入 有償支給 役員の兼任	部品・製品の購入(注)1	9,071	買掛金	1,758
				固定資産の賃貸(注)1	173		
				受取利息(注)2	22	長期貸付金	1,500
子会社	P.T. イチコウ・インドネシア	所有直接 99.9%	部品・製品の購入・売却 技術支援 ロイヤルティ 契約 役員の兼任	受取利息(注)2	141	売掛金	929
						短期貸付金	2,824

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	ヴァレオ市光ホールディング	所有直接 15.0%	中国市場におけるランプ事業の統括	受取利息 (注)2	51	長期貸付金	1,356
						流動資産その他	147

取引条件および取引条件の決定の方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
- (注) 2. 九州市光工業株式会社、P.T. イチコウ・インドネシアおよびヴァレオ市光ホールディングに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	394円59銭
1株当たり当期純利益	33円18銭

■業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

市光グループ行動規範を定め、取締役が自ら率先して遵守します。また、利益相反監視委員会が、親会社グループとの取引を調査し、その結果を取締役会に報告します。更に取締役への教育、コンプライアンス・CSR委員会、およびグローバルコンプライアンス委員会からの取締役会での定期報告、社外取締役の取締役会への参加、独立役員会議の活動を通して、取締役の法令・定款の遵守についての意識を高めます。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会及び取締役会その他社内の重要会議の議事録並びに重要な決裁書類等について、それぞれ社内規程を定め、当該規程及び「情報管理規程」に基づいて適正に運用管理・保存を行います。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、企業経営において予見されるリスクを的確に識別、分析、評価し、有事の際のリスクや日常活動の中でのリスクに対するマネジメント体制を整備します。特に緊急事態発生時に關しては「事業継続性管理規程」を定め、有事に備えた災害時対応マニュアル、緊急連絡体制を整備し、災害発生時の対応責任者を決定し、事業の継続性を確保します。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に際し資料を事前に送付して、十分な検討時間を確保します。業務執行を行う取締役は、執行役員を兼務して、それぞれ担当を定めて業務を執行します。また、年度予算及び中期経営計画を策定し、業務執行を行う取締役を含む経営陣に展開し、業務を執行します。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程、CSR規程の遵守を徹底・推進するとともに、社内通報制度を運用しています。コンプライアンス・CSR委員会、およびグローバルコンプライアンス委員会の活動により、会社・従業員の活動をモニターし、研修を行うことにより、使用人個々人の法令遵守意識を高めています。また、内部監査により、法令及び定款への適合性を定期的に確認しています。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」等、関係会社関連規程類を定め、子会社の企業経営の健全性、効率性をチェック・是正・指導します。

⑥ 1) 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社に取締役を派遣するとともに、取締役会議事録を当社に提出させることにより、子会社取締役の業務執行を監督します。また、子会社において一定の重要な事項が生じた場合には、「関係会社管理規程」等の関係会社関連規程類に定めるところに従い、当社に対して適切に報告を行わせるものとします。

⑥ 2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社にリスクマネジメント規程を制定させるとともに、定期的に子会社のリスク情報を入手し、これを分析・評価して、企業集団としてのリスクマネジメント体制を整備します。

⑥ 3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」で子会社の取締役等の権限を定めるとともに、中期経営計画で、各子会社における事業の内容や方針を明確化します。

⑥ 4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「市光グループ行動規範」、「コンプライアンス規程」を各子会社に展開し、社内通報制度を導入します。各子会社のコンプライアンス活動をコンプライアンス・CSR委員会、およびグローバルコンプライアンス委員会で報告します。

⑦ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査室及びその他の部署に補助業務を担当させます。

⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動等については、あらかじめ監査役に相談し、監査役の意見を考慮に入れて決定します。

⑨ 当社の監査役の監査人の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が監査役の職務を補助すべき使用人に指示した業務については、取締役等は干渉しません。監査室の業務分掌には監査役の職務の補助業務を明記します。

⑩ 当社の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会その他社内の監査役の出席する重要会議において業務執行状況等の報告又は情報提供をします。取締役は、監査役が作成した監査計画書に基づく監査に全面的に協力し、情報を提供します。

⑩ 1) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役の参加する取締役会、経営会議等の重要な会議、往査、或いは社長、会計監査人とのコミュニケーションの場を通じて監査役に報告をする他、内容によっては直接報告をします。

⑩ 2) 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、子会社の監査役との情報交換や、子会社の往査を通じて、子会社の取締役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者から、報告を受けます。また、監査役は、社内通報制度による社内通報の情報を直接受け取ります。

⑪ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報制度に関する規程において、社内通報制度による内部通報を行った報告者に対する対し、内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをしないことを定めています。

⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に必要な費用の支払を拒みません。監査役から申請があった場合、法令並びに当社の支払処理手続及び支払スケジュールに従って適切に処理します。

⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役会規則」、「監査役監査規程」及び「監査役監査基準」を尊重し、監査計画の実施に協力します。

(2020年5月21日)

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取り組み

当社は、コンプライアンス・CSR委員会設置運営要領に基づき、経営企画室担当役員を委員長とする委員会を当事業年度は年4回開催いたしました。インサイダー取引防止ルール改訂などの規程類の整備、外国人管理職の教育、取引先の反社会的勢力該当有無の調査、競合企業との接触状況についてのコンプライアンス・CSR委員会事務局への報告、外部サービスプロバイダのツールを使った法令順守状況調査等を行ってまいりました。内部通報制度については、通報先に監査役を含めるなどして、通報者の不利益取扱いを徹底的に排除しています。更に、外国人役員向けの役員の法的責任・企業倫理の研修、海外子会社を対象にした研修など、グループを挙げたコンプライアンス意識向上のための教育も定期的に実施しております。

また、利益相反監視委員会において、ヴァレオ・グループとの取引内容について調査し、その結果を取締役会で5回報告しております。

②リスク管理に関する取り組み

当社リスクマネジメント規程に基づき、グループ会社も含めた重要なリスクを抽出しそのリスクを低減する計画を立案、計画の進捗状況を社長も参加する経営会議でフォローアップしております。

また、特に、震災や台風などのハザードリスクにつきましては、BCM委員会を年4回開催し、年間活動計画を経営幹部の参加する会議体でフォローアップしております。

③子会社管理に関する取り組み

関係会社管理規程ならびに海外子会社管理規程に基づき、重要事項の事前報告・承認制度を確保している他、アセアンの海外子会社は社長の参加する月次での経営レビュー、国内子会社は担当ビジネスユニットなどでフォローアップしております。

また、当事業年度においては、子会社社長も参加するリーダース（方針発表会）を開催し、グループ全体の事業戦略の報告や共有を行っております。

さらに当事業年度は、グローバルコンプライアンス委員会を4回開催し、グループコンプライアンスの体制整備と強化を図っております。

④監査役監査に関する取り組み

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、当事業年度は14回監査役会を開催いたしました。監査役は、監査計画に基づき取締役会への出席、コンプライアンス・CSR委員会へのオブザーバー参加、会計監査人との情報共有をしているほか、常勤監査役は補助使用人も活用しつつ、上記監査役活動に加え、経営会議への出席や、グローバルコンプライアンス委員会へのオブザーバー参加、内部監査部門との連絡会、国内外子会社も含む往査、その他の個別監査を通じて情報収集し、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しております。